

第 2 号報告

令和 7 年度事業計画

令和7年度事業計画（案）

【1】策定基調

令和7年度の政府の経済見通しによると、総合経済対策の効果が下支えとなっており、賃金上昇が物価上昇を上回り、個人消費が増加するとともに、企業の設備投資の堅調な動きが継続するなど、引き続き、民間需要主導の経済成長となることが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響には、十分注意する必要があるとしている。

そのような中であって、「国民生活や経済を支える社会インフラ」であるトラック運送業界では、担い手不足による物流の停滞やトラックドライバーの働き方改革への対応など様々な課題があるが、全日本トラック協会及び九州トラック協会等の関係団体との連携のもと、今後とも安全対策、環境対策、防災対策、労働対策、適正化対策等に万全を期すとともに、持続的な事業運営の実現に向けた取り組みを更に積極的に推し進める必要がある。

そこで、私ども（公社）沖縄県トラック協会としては、今後のトラック運送事業の発展に向けて、本年度は、次の諸活動を積極的に展開していくこととする。

○全ト協

【最重点施策】

- （1）物流革新に向けた改正物流法等への対応及び事業許可の更新制等の導入
- （2）改正「標準的な運賃・標準運送約款」の活用等による適正なコスト収受等転嫁対策の推進
- （3）交通事故防止、飲酒運転根絶及び労災事故の防止対策の推進
- （4）トラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進
- （5）燃料高騰対策等の推進
- （6）多様な施策による良質なドライバーの人材確保及びマナー教育の推進
- （7）高速道路料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現
- （8）適正化事業の推進（D・E事業所の重点化）による法令遵守の徹底
- （9）新技術を活用した物流DX及び効率化の推進

【重点施策】

- （1）自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- （2）環境・GX対策及びSDGsの推進
- （3）大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立

【2】事業計画

I. 輸送サービス改善による県民生活の利便性向上推進事業

(公益目的事業)

1. 輸送サービスの改善に関する事業

公共輸送機関として、県民生活に必要不可欠な物資の安定輸送を行うため、トラック運送事業の資質向上、高品質な輸送サービスの提供と輸送コストの低減を図るとともに、緊急救援物資を被災地に効率的に輸送するための体制の確立及び防災や減災に関する取り組みを行う。

(1) 物流セミナー事業

- ①中小トラック運送事業者の原価管理等の意識向上により経営基盤強化に繋がるセミナー等を開催する。
- ②標準的な運賃や附帯作業料、待機時間料等の実費が収受できるような周知活動や燃料サーチャージ導入、価格転嫁の促進に向けた施策を展開する。
- ③書面化推進ガイドラインや手待ち時間の改善等が反映された改正下請・荷主適正取引推進ガイドラインについて、トラック運送事業者及び荷主等に対する普及活動を展開する。

(2) 物流事業に関する調査・研修

物流の効率化、合理化を促進し、輸送コストの低減を図っていくため、各地の物流施設の調査や先進事例の視察を行う。

(3) 防災訓練への参加

- ・大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立を図るため各機関が実施する防災訓練等に積極的に参加協力する。
- ・「大規模災害発生時の緊急支援物資輸送対応標準マニュアル」(全ト協)に基づき必要な体制整備を推進し、迅速な対応に向けて関係機関との連携強化等、緊急物資輸送体制の確立を図る。

2. 環境対策事業

トラック輸送による排ガス等の地域環境対策、地球温暖化対策や輸送コスト削減を図り輸送力を確保するため、エコドライブの普及促進や低燃費トラック、低公害車導入等に係る助成措置、また、アイドリングストップ運動等、内外に対し環境意識の改善に向けた啓発活動等を積極的に推進する。

(1) 省エネ運転講習会・エコドライブコンテスト

環境に配慮した運転方法の習得による排出ガスの抑制、燃料コストの削減及び安全運転を目的とし、省エネ運転の効果を体験することにより、日頃から省エネ運転に取り組むよう啓発するため「省エネ運転講習会」を開催し、また、省エネ運転の技術発揮

の場として「エコドライブコンテスト」を実施する。

(2) 環境対策に関する助成

CO₂の削減により地球温暖化防止に寄与する次の事業に助成を行う。

- ①環境対応車、CNG車及びハイブリット車の導入
- ②エコドライブの徹底に向けたEMS（エコドライブマネジメントシステム）機器等及びアイドリングストップ支援装置の導入

3. 交通安全対策事業

事業用トラック事故による死傷者数を減少させることを目的として事業者、労働者及び当協会が一体となって交通安全対策事業に取り組むこととし次の事業を積極的に推進する。

(1) 安全運転に係る講習会、コンテストの実施

- ①警察、行政機関等の協力のもと「安全運転講習会」を10か所程度で開催する。
- ②1年間、事業所から5人1チームまたは個人で無事故・無違反を目指すこととし運転記録証明により交通違反歴をチェックし審査する「セーフティードライブ・チャレンジ」を実施する。
- ③交通等法令（学科）・整備点検・運転実技（実科）を競い合い運送事業の公共性を自覚し、交通ルール・マナーの遵守等、交通安全意識の高揚を図り、安全運転技術の向上を目指すため「沖縄県トラックドライバーコンテスト」を開催し、最優秀運転者を全国大会に派遣する。
- ④「トラック事業における総合安全プラン2025」の目標達成に向け、実効性のある各種セミナーを開催し事故防止対策を促進する。
- ⑤警察や行政機関等の協力のもと「運行管理者等連絡協議会」を開催する。
- ⑥広報誌、パンフレット、横断幕等を活用して啓発活動を展開する。

(2) 交通安全の啓発・指導

警察、交通安全協会と連携して、児童や自転車、バイク等の通学者の多い高校生等に対し、交通事故に巻き込まれないための交通ルールやマナー、実際にトラックを使用しての死角や内輪差確認を行い、事故防止の啓発、指導を実施する。なお、学校等からの要請を受けて実施することとする。

また、荷主等と連携した安全指導を実施する。

(3) 交通事故防止に関する助成

事業者の安全教育の強化及び訓練の促進並びに安全機器の導入促進のために次の助成を行う。

- ①運転者適性診断
- ②運行管理者講習、整備管理者講習
- ②運輸安全マネジメント講習（官民一体で普及啓発活動を推進。）

- ③運転記録証明書の取得
- ④ドライバー等安全教育訓練（ドライバーの安全教育を促進するため指定研修施設における安全教育訓練の受講促進を図る。）
- ⑤アルコールチェッカー導入
- ⑥ドライブレコーダ装置導入（ドライブレコーダ等安全対策機器に対する助成を行い、積極的な普及促進を図る。）
- ⑧安全装置導入（後方視野確認支援装置、ふらつき警報装置等）

4. 労働対策事業

労働関係法令の遵守及び過労運転の防止並びにドライバーの健康管理に関する指導を強化し、交通労働災害の防止並びに荷役作業等の労働災害の防止を図ることを目的とし、次の事業を推進する。

（１）労働セミナーを実施する。

（２）労働災害防止を図るための助成

①定期健康診断やドライバーの睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）のスクリーニング検査等に対する助成を行う。

②突然死等予防対策検査

③その他

- ・健康状態に起因する事故防止のための「健康起因事故防止マニュアルを活用した事故防止対策を推進する。
- ・労働災害の約７割は荷役作業で発生しているため、新たな「荷役作業における安全ガイドライン」の周知・普及を図る。
- ・トラック運送事業者の指示が及びにくい荷主の庭先での荷役作業についての責任の所在の明確化、過労防止のため、長時間労働の削減、荷積み・荷降ろしの時間短縮等労働環境の改善に取り組み、書面化での対応を推進する。
- ・少子高齢化に対応した労働力確保対策について、女性、高齢者、新卒者等の採用に向けた取組みを検討する。なお、高校新卒者等の人材確保については、行政機関等と連携し県内各地の高等学校訪問等により、業界のＰＲ活動を展開していく。

5. 適正化対策事業

貨物輸送の安全を確保するため、会員・非会員事業所への指導、啓発、広報活動等について、当協会が沖縄総合事務局長から「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関」として指定を受け実施している。

（１）適正化事業指導員による巡回指導、街頭パトロールによる指導

①巡回指導については、行政と連携し、新規事業者、悪質事業者、小規模事業者など優先度に応じた指導内容及び巡回頻度とし、効果的、効率的に推進する。

- ②巡回指導における評価が厳正、公平に行われるよう、巡回指導指針及び巡回指導マニュアルに基づき、最重点指導項目をはじめとした指導項目について、適切に指導を実施するとともに、指導方法及び評価基準の全国統一化を推進する。
 - ③総合評価がD・Eの事業者指導を重点化するほか、悪質性の高い違反項目に係る速報制度を円滑に推進する等、国土交通省との連携の更なる強化を図る。また、自動車の適正な点検・整備及び不正改造防止に関して国土交通省の運動と連携し、指導を強化する
 - ④事業者や運行管理者に対して、法令遵守をはじめとする広報啓発活動を積極的に推進する。
 - ⑤社会保険等の未加入事業者に対して、巡回指導等を通じて社会保険制度等への加入を指導するとともに、同制度に関する周知及び法的義務の履行の徹底を図る。
 - ⑥単独、行政等との連携により過積載、違法改造車等の防止について、街頭パトロールを実施する。
 - ⑦適正化指導員に対し、指導実務に即したより実践的な調査技術や専門的知識の習得、指導能力の向上に資するため全国、ブロック、地方研修を実施するとともに、運行管理者資格者証の取得を積極的に推進する。また、指導員相互の連携強化を図る。
- (2) 安全性評価事業（Gマーク制度）の積極的な推進及び普及促進策の実施
- ①貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）について、引き続き円滑な推進を図るとともに、荷主企業や一般消費者に対するGマーク制度の更なる認知度アップを図るため、新聞等への掲載など、広報啓発活動を積極的に展開する。
 - ②全ト協と連携して、Gマークを取得した安全性の高い事業者を荷主等に利用してもらうよう普及促進を図るとともに、保険料の引き下げなど差別化やインセンティブの拡充などの推進に努める。
- (3) 適正化事業調査員による調査業務の積極的な推進

6. 広報事業

全事業者に対し、当協会や行政の活動指針を周知するとともに、一般消費者、荷主企業、関係団体等にトラック運送事業や当協会の役割を広く理解してもらうため、ホームページやイベント等を通じ広報活動を行う。

(1) トラックの日事業

10月9日（トラックの日）を中心に地元2紙、ホームページ等各種メディアを活用するとともに、ポスターを作成・配布するなど広報活動を展開する。

(2) 「トラックの森」植樹及び清掃事業

平成17年度から取り組んでいる「トラックの森育成事業」を継続して実施する。

(3) 「トラック情報」（機関誌）の発行

トラック運送業界及び関係行政機関等の活動やトラック運送事業経営に役立つ情報を

提供するため、機関紙「沖縄トラック情報」（毎月発行：1回の発行部数1,050部）を発行し会員事業者をはじめ関係行政機関等に配布する。また、情報発信の基盤的役割を担うホームページを運営し、常に鮮度の高い情報発信に努めるとともに、各種情報のデータベース化により、多様化する情報ニーズに幅広く対応する。

7. 出捐事業による実施事業

（公社）全日本トラック協会は、各都道府県トラック協会から出捐を受けた出捐金を活用し、輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運行の確保等を通じて公共の利便に寄与することを目的としている。これは都道府県トラック協会がそれぞれ独自に企画するよりも、全国統一的な実施方法を主体的に実施することにより、事業の効率的かつ統一的な実施を図るほか、財政力によって必要な事業量が確保できない可能性のある事業があることから、中央事業として実施するため出捐を行う。

8. 消費者対策事業

宅配や引越等消費者向けの輸送サービスの増加に伴い、消費者のニーズも多様化し、配送内容のトラブルや苦情等も増加していることに対応するため「引越管理者」の養成を行う。また、一般消費者からの相談や苦情に対応するために「相談窓口」を設置し、問題の解決を図ることで、消費者、荷主への安定したサービスの維持・向上、事故等の防止を図ることにより利便性向上に資する。

（1）引越管理者講習会

「引越管理者」の育成を目的として講習会を開催し、引越事業者にとって必要不可欠な法令等の周知徹底を図る。

（2）輸送に関する苦情・相談対応

輸送の際の内容に関する相談やトラブル（配送時間、破損、料金等）やその他の苦情等に対し、研修を受け専門的な知識を有する当協会の適正化事業指導員が対応し、問題の解決を図ることとする。また、関係法令について冊子を当協会へ備え付け、ホームページで公開し、一般利用者への情報提供も行うこととする。

9. トラック研修会館隣接地を活用した「トラック物流防災センター」（仮称）建設に向けた委員会の設置【新規・単年度事業】

令和5年度に実施した類似の検討委員会での内容（令和5年度「防災センター建設計画」）をベースに、今回は、前回のA・B二案の内容を統一化し、更に具現化した内容にするため、新たに「沖縄県トラック物流防災センター建設準備委員会」（仮称）を設置する。当該委員会は、協会役員に行政等の外部委員を加えた合計20名以内の委員で構成し、年度内に3回程度の検討を重ねた上で、「沖縄県トラック物流防災センター」の建設に向けた最終案の合意形成を図る予定である。

Ⅱ. 研修室等の賃貸及び記録簿等の販売事業

(収益事業)

1. 研修室等の賃貸

当法人の研修室は、会員事業者が行う社員教育や一般企業等が行うセミナー等の活動に対して、研修室等の貸与を行う。貸与にあたっては「九州沖縄トラック研修会館等管理規定」により実施する。

2. 記録簿用紙等の販売

輸送の安全を確保するため、トラック運送事業者は運転日報、点呼記録簿、運転者台帳等の記録・保存が義務付けされている。これら各種記録簿用紙をトラック運送事業者（会員・非会員）に販売する。

Ⅲ. 会員の支援及び会員の福利厚生に資する事業

(相互扶助事業)

1. 利子補給事業

当協会の会員が低公害車両への代替や物流施設の整備のための融資を受ける際に生じる利子の一部を補給する「トラック利子補給助成事業」を行う。

2. 青年部及び女性部活動の支援事業

将来のトラック業界を担う優秀な人材、優秀な管理者、事業後継者並びに青年経営者を育成するため、各種研修会、講習会の費用を助成する。

3. 親睦事業

会員相互の連絡協調を図るため、会員事業者を主体として、ボウリング大会、新年の集い等を開催し、親睦事業を行う。

4. 表彰事業

トラック運送事業の社会的地位向上に貢献した会員事業者の役員、運転者、従業員、当協会の役職員を対象とし、表彰を実施する。

5. 経営改善事業

(1) 経営診断に対する助成を行う。

(2) 会員事業者の経営改善の推進を図るため、経営分析等に関する資料等の提供及びセーフティネット保証等の保証を受ける際に支払う保証料の信用保証協会保証料助成事業を実施する。